

農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成17年11月30日（水）

14：00～17：00

場所：農林水産省第二特別会議室

開会

（内藤委員、長谷川委員、林委員、堀江委員が欠席）

事務局(表示・規格
課 水田課長)

（挨拶）

製材

有馬部会長

それでは議題（１）の「製材の日本農林規格制定等について」を事務局から説明をお願いします。

事務局(表示・規格
課 宮課長補佐)

（資料２「製材の日本農林規格の制定等について（案）」に基づき説明）

有馬部会長

それでは審議に入りたいと思います。事務局が最後に説明しましたように、押角、耳付き材、まくら木については単独の日本農林規格としては廃止し、製材の日本農林規格の中で改めて検討することとなり、それに基づいて案が出されているわけです。全体的に見て製材の規格は言葉だけ見ても難しいと思われるでしょうが、用語や測定方法などいろいろな面で厳密にしておかないといろいろな所で混乱が起きるといのがこの規格の大変重要な位置付けを表しているのだらうと思います。そういう点から押角、耳付き材、まくら木について製材の規格の中で規定することについてご意見がございましたらお願いしたいと思います。

田中委員

まくら木は業者間取引の製材の規格です。ＪＲさんなどの使用者側が仕様書にＪＡＳの基準を入れる、業者間の取引でＪＡＳの基準に基づいたものを用いるように使っておりますので格付が無いということです。一般消費者との取引と違いますので、格付がなかったということです。少なくなっていますが、今でも木のまくら木は使われていますし、まくら木を使っている鉄道会社なり地方自治体ではＪＡＳを引

	用しているということでございますのでご理解頂きたいと思います。
有馬部会長	まくら木について田中委員からご説明がありました、押角、耳付き材については何かございますか。 一番重要な点はこういうものの寸法はこういうことなんだということが書いてあることが重要であるから残して欲しいということだと思いますが、いかがでしょうか。
事務局(表示・規格課 水田課長)	先程の挨拶の中で、特にまくら木について格付が無い中で規格の中に位置付けると言う案を提出させて頂いているので十分御議論頂きたいと申し上げたのは、一巡目の見直しの基準においては、非常に格付率が低いものは廃止の基準に該当するので、原則としては廃止ということになるのですが、その中で業者の方からの非常に強い要望がありその要望に合理性がある規格は残していくというものでした。その基準を踏まえて、前回の部会では、廃止するが、製材の規格の見直しを行う中で議論することとされた訳であります。ＪＡＳは、対象が農林水産物であるためバラツキが出てきてしまう中で、工場を認定しその上で格付をし、ＪＡＳマークを貼ると言うのが基本的な仕組みになっている訳です。したがって、規格があるということだけではなくて、それを格付して第三者機関であります登録認定機関の認定と業者の格付というものがあって、初めてその製品がＪＡＳの基準に合っていると認められるのが基本であります。その中で格付が無いというのは異例であるということをお願いしたわけなんです。そういう状況にある中で今回は規格として１本立つわけではないのですが、製材の中に位置付けていくということについてどのように考えていけば良いのかと、制度の問題です。その意味で事務局サイドの整理の問題なのかも知れませんが、業界の方々を含めてどのようにお考えであるかを踏まえた上で判断していきたいと考えておりますので、あえて申し上げた次第です。
河道前委員	食品の場合ですと、非ＪＡＳ品は食品添加物をこれ位使っていますが、ＪＡＳ品の場合はこれ位少なくしている等が分かるのですが、この製材に関しては一般の製材よりもＪＡＳの製材はこれ位良いのだと言う部分が分からないのですが。例えば今回薬剤が１つ廃止になって５つ増えましたよね、その辺も安全なものだから増やしたのか、危険だから廃止したのかその辺の良い悪いの基準が分からないのでご説明頂きたいのですが。
事務局(表示・規格課 宮課長補佐)	まず、薬剤についてですが、今回ＪＡＳ規格に規定されている木材保存剤は、ほう素系化合物を除いて全てＪＩＳに規定されている薬剤

です。JIS規格では安全指針を定めております。保存剤は注入処理作業を行うのですが、その作業における一般的な安全に関する注意を規定しています。その中で労働安全衛生関係につきましては労働安全衛生法、有機溶剤中毒予防規則等に含まれているものについては該当する法規により届出を行う、取扱い資格を有する者を配置するということになっています。その他これらの作業に従事している方の防護装備の着用等の衛生に関する義務付けがこれらの規定の中にございます。それから公害防止関係としまして、これらを取り扱う工場につきましては水質汚濁防止法によりまして特定施設に該当することから監督官庁に届出を行って必要な公害防止設備を設置することとされています。その他有害物質の処理に係る設備の整備義務付け等が規定されています。それから、消防関係ですが、油性の木材保存剤を使用する工場については引火、爆発事故を防止するための消防法に従った防災の設備を整備することになっています。最後に廃棄物の関係なのですが、工場から発生する廃棄物については有害な物、無害な物を分別して産業廃棄物として適切に処理するという環境に関する法令がありまして、それに従って適切に処理することになっております。

これらの薬剤がJISに規定される際には、薬剤メーカーが日本木材保存協会にデータを提出いたしまして安全性を確認して認定を受けます。その後使用実績を踏まえてJISの5年毎の見直しにおいて規定されることになっています。その認定における安全性に関する項目として人畜への毒性、水産動物等に対する毒性、動物及び土壌水質における分解性・残留性に関しても審査の項目としてあげられています。確かに有毒な物もありますが、適切な環境法令に従い、また、このような適切な審査を受けたものであれば安全であると考えております。

河道前委員

格付をしている物と格付していない物の品質的な差というのは。

神谷委員

食品の場合ですと出来るだけ良い物にJASマークを付けようと言う傾向が強いと思います。木材の場合は構造用に使用するわけですから、要するにキチンとした強度があるかどうかということが最も問題になるわけです。基本的に建築基準法はJAS規格に合致した材料を使用しなさいという考えが基本になっています。例えば2×4工法で日本の製材の場合はJAS品しか使ってはいけないことになっています。在来工法で使用する製材は2階建てまでならば必ずしもJAS品でなくてもいいのですが、これは、在来工法で昔から作っていますので、そういう経験的なものから必ずしもJASでなければならないことにはなっていないのですが、実際に使用されている製材にJASマークはないのですが、もしJASの基準に照らし合わせれば合格するような性能を持ったものだとは一般的には理解されているということで

す。

有馬部会長

構造用の製材は、格付をしていないものと格付けをしているものの違いは今言われたように、ハッキリしているのですが、構造用以外の造作用製材や下地用製材になってきますと必ずしも格付していなくても良いのではないかとのお考えもあるかと思えます。しかし、現実の取引の時にルールが定まっていなくて大変なことになりますが、その辺を西村委員にご説明して頂きたいのですが。寸法の測り方や表示のルールですとか約束事が決まっているというのが重要な意味を持っていると思えますが。

西村委員

造作用製材、下地用製材というのはＪＡＳ製品であれば寸法、品質がある範囲で担保されているのです。非ＪＡＳ製品の場合ですと相対でそれぞれ寸法や品質を決めたりすることからルールが無限にあることとなります。取引の時にはＪＡＳ製品の場合は表示を見て対処出来るわけですが、非ＪＡＳ製品の場合にはなかなか難しいのです。ですので、ＪＡＳ製品というのは１ランク上かなというのが一般的な認識だと思えます。

事務局(表示・規格課 植木上席表示・規格専門官)

今回、押角、耳付き材、まくら木の廃止する方向のものが製材規格の中に入っているわけですが、これらのＪＡＳ規格をどういう風続けるかということについていろいろな議論が有ろうかと思えます。食品の場合には格付のほとんど無い規格はこれから格付を受けるように頑張りますと言うご説明があったこともございまして、特にまくら木の場合には全く格付の実績がないと言う中で今後格付されることが有るのか無いのか。格付の有無とは別に規格が必要との意見があるのかもしれませんし、もう１つは特にまくら木に関しては関係者が限定されているということですので、それは業界の中で取り決めをすれば良いのではないかと、あえて国の規格として決める必要があるのかと言う様な議論もございまして、それについてどのようにお考えなのか関係者の方にご意見を伺いたいと思っているのですが。

石田委員

実情を申し上げますと、私鉄、ＪＲ、地下鉄等のまくら木のユーザーが共通の取引基準ということで引用させて頂いています。規格が無くなりますと個別に対応することになりますと大変なことになるということもありまして、是非標準規格として定めて頂きたいということです。最近まくら木もＤＩＹと言ったルートでも流通し始めていますので、必要であればそういう所で格付するということは出てくるかも知れません。一般に流通し始めていると言う現実があります。そういう所で格付の要望が出てくれば当然業界としてもその対応は致

したいと思っています。

有馬部会長

今、標準規格という話が出ましたけれども、規格は定義等を非常に細かく規定しています。製材は天然物であることからルールを作っておかないとバラバラになってしまいます。そのため言葉、寸法のルールをキッチリと決めておこうというのが規格の重要な役割なのです。それをベースにした上でもう1つ格付があるという2つの側面を持っているのが製材の規格ではないかと思います。これ位細かく規定しているということはいかに木材が複雑かという裏返しでもありますので、それをそれぞれが勝手に考えては大変なことになってしまいます。特に業者間では一番重要な約束事ではないかということです。

小坂委員

食品のJASの場合は、非JAS品を食べたとしても、もし体に何かあったとすれば直ぐに分かると思います。しかし、このような製材の場合は消費者の側からは分からない部分がありますので、格付が無いからと言って規格・基準が無くなってしまいますと、ほんの小さな不具合があった場合に全く分からなくなってしまいますので、食品の格付率と製材の格付率は同じようには考えられないのではないかと考えます。いかがでしょうか。

事務局(表示・規格課 水田課長)

格付率の議論について食品と同様に考えにくい部分は有ると思います。先程の格付されたものと格付されていないものについて申し上げますと、規格に定める寸法等が格付されていないものにも使われているということですが、格付されていないということは、そのものの自体がこの規格に合っているかどうかということについては担保されていないということです。この点についてご理解いただければと思います。

もう1つですが、共通の取引基準として使用されているということは事実としてあるわけですが、JRさんでも取引の仕様書は作られていて、その仕様書に書いていない部分はJASを使うということになっていますので、ある意味では主要な所はJRさんの取引規格に整理されているのかなと思っています。ただ、私鉄のかなりの数の会社が国内にありますので、それらの会社が全て仕様書を作られているかという面があります。以前、農林水産消費技術センターが行ったアンケートで廃止しても支障がないという答えもかなりありましたが、支障があるという会社もあったということでもあります。そういったことも踏まえて今回こういう形で提案をさせて頂いているということですので、そういうことを踏まえて議論をした上で判断をしていきたいということであえて申し上げている次第です。ただ、支障ということが具体的にどういった支障なのかという点についてですが、木材を使って

いる製品は住宅用以外にもいろいろあるわけですが、そういったものにＪＡＳ規格は無いわけで、そういう物についてＪＡＳ規格を作って欲しいという要望があった場合に対応するのかということ、なかなかそういうことにはならないのだらうと思います。まくら木については、ある意味で、従来からの経緯があってこういう形になっているという面があるので、廃止はするけれどもこういう形で位置付けと言う非常に変則的なことになっているのではないかと思います。一般的に言いまして、何故まくら木にだけ規格があるのかという点について、非常に分かりにくい面があると思っております。規格見直しがこの後も５年に１回続くわけですので、今後の見直しでも見ていく必要があるのかと思います。今回はどういった形になるのかということをもっと議論して頂きたいと思いますが、そう言った点は今後もキッチリと見ていく必要があるのかなと思っております。

河道前委員

必要性についてはかなり理解する事が出来ました。先程、保存処理剤はＪＩＳに規定されたものということでしたが、ＪＩＳの何に規定されているのでしょうか。

事務局(表示・規格課 宮課長補佐)

ＪＩＳ Ｋ １５７０という規格がありまして、そこに木材保存剤の規格が書いてあります。この中で薬剤の基本的な性能について規定されています。その中からいくつか引用しているという事です。

河道前委員

ＪＩＳ Ｋ １５７０ではいくつの保存剤が規定されていますか。

鈴木委員

木材保存剤というのは防腐や防蟻の為に使われます。使い方についても、国土交通省の住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「評価方法基準」がありまして、３世代まで使う住宅の土台の保存処理にはＪＡＳのＫ３が引用されています。要するに性能を調べてある程度ＪＡＳとして相応しいものを選ぶという考え方をしてきたわけです。今まで使われてきていて問題になっているものはＣＣＡです。４，５年くらい前までは大部分がＣＣＡだけだったのですが、水質汚濁の問題等があり国内の企業で検討した結果ＣＣＡを止めた方が良いとの結論に達し、実は４，５年前から日本では使えなくなっていたという事実があります。その中で外国からの輸入も、日本の状況を踏まえこの２年くらい前からＣＣＡで処理したものは入ってこないということになりました。そうしますとＪＡＳ規格の中に使える薬剤がほとんど載っていないということになってしまいました。それを担保する制度としてＡＱという制度がありまして、メーカー責任で品質を保証してきました。ＪＡＳの見直しが５年に１回であり、前回の時には新しい薬剤がキッチリと整理されていない状態で、この５年でＣＣＡが全く使

えなくなってしまったことからＪＡＳで使える薬剤はゼロに近くなってしまうので、何かを入れなくてはいけないということになります。ＪＩＳは実験室で試験をしてある程度性能がある薬剤をリスト化しています。その中で実際に住宅で使われてトラブルが起きないとある程度確認出来た薬剤を、今回の改正で新たに追加したということです。住宅用のＣＣＡについてはアメリカでも今年止めたと聞いております。

有馬部会長

ＪＩＳとの関係について事務局お願いします。

事務局(表示・規格課 宮課長補佐)

先程ＪＩＳの薬剤の種類ですが、ＪＩＳでは１０品目の１７種類が規定されております。そのうちＪＡＳに入っているのは１３種類ということです。

小坂委員

昨年だと思うのですが、ホームセンターで家庭用にクレオソートのものを売らないということになって、ただし、クレオソート処理した加工材についてはまだ販売されるということがあったかと思うのですが、その際にクレオソートが何に使われているかと調べた時にまくら木と公園の柵で使われているということで、公園からは撤去する動きがあったかと記憶しているのですが、実際にＪＡＳのクレオソートというのは使われているのでしょうか。

石田委員

ＤＩＹで販売されているクレオソートのものというのは１００％近くが鉄道まくら木の廃品なのです。クレオソートはＪＩＳ Ｋ １５７０にも規定されています、ＪＩＳ Ｋ １５７０では発ガン物質であるベンツピレンが１０ｐｐｍを超えるものは鉄道用等の産業用には使って良いが一般用には使ってはいけないという記述があります。ＪＡＳのクレオソートはＪＩＳを引用しており、ベンツピレンに関しても１０ｐｐｍ以下ということです。いわゆる「家庭用品規制法」の規制を受けないものということになっております。公園で使われて樹木の支柱の保存処理は加圧注入ではなく表面処理であり、これも一時出回っていましたがこの法規制以降非常に少なくなっています。クレオソート油のメーカーでも新しいベンツピレンの入っていないクレオソートを積極的に開発して普及させようと努力している所でございます。昔のタイプのクレオソートが一般用に出回る事は無くなると思います。

山根委員

質問ですが、表示事項として材料の原産国の表示について議論する必要がないのでしょうか。出来るのか出来ないのかという事を教えて頂きたいのですが。

事務局(表示・規格課 宮課長補佐)	J A S 規格は樹種名を表示することとしておりまして、原産地表示は J A S 制度の品質表示基準制度に該当するのかなと思います。今のところ木材については原産地表示をすることにはなっておりません。木材の性能を規定するものとして樹種名や強度を表示することになっています。
田中委員	資料 2 の 2 - 2 6 頁の保存の関係で確認なのですが、円柱類が製材に追加されましたが、性能区分の K 5 には円柱類についてのただし書きがありますが、その他の K 3 や K 4 等についても円柱類は入るのでしょうか。
事務局(表示・規格課 宮課長補佐)	円柱類について全ての性能区分が適用されます。K 5 については、外構材に使うものについてはこの基準でやってくださいという意味です。
石田委員	外構には K 4 の物も場合によって使う事があります。例えば地面に接するもの、接しないものというような使い方で分かれることから、外構材は全て K 5 というのではないと思うのですが、この辺をご確認頂きたいと思いますが。
事務局(表示・規格課 宮課長補佐)	K 1 から K 5 まで性能区分がありまして、これについては先程ご説明があったように使用環境がございます。K 5 は全て外構材ということではなく、例示として外構材を説明させて頂いたということで訂正させて頂きたいと思います。
田中委員	K 3 も K 4 も円柱類に適用となるということですよ。
事務局(表示・規格課 宮課長補佐)	はい。
田中委員	ログハウスは円柱材を使っていますので、これは地面に接しないのですが、こういうものも当然保存処理の対象になると理解します。
河道前委員	家庭用品規制法の話が出ましたが、去年か一昨年にクレオソート油を使った木材についての基準が新たに加わったのですよね。その基準にあっているのかということを確認したかったのですが。資料 2 の 2 - 1 4 頁にいろいろな法令の引用が出ていますが、家庭用品規制法も入れて薬剤の濃度が本当に家庭用品規制法にかなった使用法になっているのかということも今後見て頂きたいなと思います。

鈴木委員

資料2の2 - 21頁を見て頂きたいのですが、K1～K3にはクレオソートが入っていません。K4とK5にクレオソートが入っています。通常、住宅にはK3が一番使われています。住宅用に使う薬剤としてクレオソートは対象にしないという考え方です。K4、K5は、なるべく長く保たせようという、どちらかといえば産業用に近いものですので、家庭用品は入らないと思います。家庭用品で例えば土台角はK3というレベルのものであり、K4は基本的に土台角には使われていませんので、そういう所にクレオソートで処理をしたJAS品を使うことはしないと言う考え方です。クレオソートはそれなりに長く保たせると言う特別な用途だけに使うという考えです。

有馬部会長

一番問題になります格付実績のないまくら木については、部会としてまくら木を入れ込むという事務局案に合意が得られたということによろしいでしょうか。今後のこと考えると可能な限り格付は増やしてくださいということであろうと思います。可能な限りお願いしますということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

それ以外の耳付き材、押角等いろいろ出てきましたが、他に何かございますでしょうか。標準規格としての位置付けということで全体が出来上がっていますが、特に変更となった所は資料2の2 - 7頁にあります耐久性の樹種ですね、現行は「その他心材の耐久性がこれらに類するもの」と言う表現であったのですが、こういう曖昧な表現はなるべく止めるということで、心材の耐久性が確認されたものについてはD1として樹種を規定するということですね。D2に樹種が規定されていたのですが、「D1以外」としてなるべく明解にするということです。実態がハッキリしており、実際によく使われているものがD1に入ったということです。

押角、耳付き材、たいこ材について一番重要なことは標準規格としての用語、寸法及び体積の定義です。規格として明確にしておかないと取引の段階でも非常に混乱を招くということだろうと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局(表示・規格課 水田課長)

先程、原産地の表示について話があり、品質表示基準との関係でお答えしたのですが、それについて若干補足をします。食品の世界で品質表示基準として全ての飲食料品に品質の表示が義務付けられていて、その中で生鮮食品については原産地の表示が義務付けられています。これはJAS法によるものですが、JAS規格ではなく、品質表示基準という別の仕組みでございまして、全てに義務付けるという仕組みになっております。これは一般消費者の選択に資するためということになっております。そういった観点から考えますと木材の場合は

一般の消費者が直接表示を見るわけではありませんので、対象にはなっておりませんし、今後対象になるということも基本的にはないと考えております。一方、ＪＡＳ規格の中に表示の基準が入っておりますが、これはＪＡＳ格付したものだけに適用されるものであり、全てのものを対象にということではありません。このＪＡＳ規格の場合は先程事務局から説明しました通り、品質に関する表示の基準であり、木材の場合は取引の標準としての規格になっておりますので、取引の考え方、或いは品質の考え方として申し上げますと、原産地をＪＡＳ格付したもの全てに書きましょうというところまで取引の中で求めている実態はなく、基本的には樹種なりから求められる性能と寸法として取引標準があるということだと思います。どうしても特定の原産地のもの、国産ものが欲しいという場合は、消費者の方の注文を受けて住宅メーカーがそういうものを発注して家を建てるということは当然あると思いますが、一般的にはそのことが標準という形にはなっていないということだと思います。

田中委員

木材の表示につきまして、我々全国木材組合連合会で木材の産地表示をやるということで今年の４月に協議会を発足させまして、それぞれの産地の表示をして産地ブランドとして売り出そうという運動を始めたばかりでございます。まだＪＡＳ規格にという段階までには至っていませんが、今後浸透しますとこういった場でお願いすることが出てくるのかも知れません。ものによってはそういった表示が付いて市場等に提供されているということを報告しておきます。

有馬部会長

確認をさせていただきます。製材の日本農林規格は事務局案通り制定すると、そして、針葉樹の構造用製材、針葉樹の造作用製材、針葉樹の下地用製材、広葉樹製材を廃止し、押角、耳付き材、及びまくら木の日本農林規格は昨年の部会で審議されたとおり廃止して必要な部分を製材の規格に入れるということでご了承頂いたことをＪＡＳ調査会に報告いたしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

一 同

了承。

有馬部会長

ありがとうございました。それではその旨をＪＡＳ調査会の総会に報告致したいと思います。

枠組壁工法構造用製材

有馬部会長	それでは議題（２）の「桎組壁工法構造用製材の日本農林規格の見直しについて」を事務局から説明をお願いします。
事務局(表示・規格課 宮課長補佐)	(資料３「桎組壁工法構造用製材の日本農林規格の見直しについて(案)」に基づき説明)
有馬部会長	今ご説明がございました様に、基本的には先程ご審議頂きました製材の薬剤処理を受けての改正ということではありますが、ご質問はございますでしょうか。桎組壁工法の製材はほとんど輸入材が対象になっているということですが。
田中委員	思ったよりも格付が少ないのですが、１００％近く格付されている様な感じがするのですが。
有馬部会長	桎組壁工法の製材だけの数字がないことから、製材全体の中での格付率を算出しているということです。
事務局(表示・規格課 宮課長補佐)	桎組壁工法構造用製材ではなく、製材全体としての格付率の報告しかなされないことから、製材全体の中での格付率を示させて頂いています。先程ご説明があったように桎組壁工法構造用製材についてはほぼ１００％近い形で格付されていると理解しています。
神谷委員	外国で認証した分がありますので、１００％ではないと思います。
有馬部会長	いかがでしょうか。それではご意見は特に無いようですので事務局案をご了承いただいたことをＪＡＳ調査会に報告致したいと思いますが、よろしいでしょうか。
一 同	了承。
有馬部会長	それではその旨をＪＡＳ調査会の総会に報告致したいと思います。

閉会

事務局(表示・規格課 水田課長)	(今後、パブリックコメント募集、WTO 通報の手続きを経てＪＡＳ調査会総会で審議予定である旨説明)
------------------	---

以 上